

## 会 議 録

会議名	第 2 回 熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会 (第三者委員会)
事務局	熊本市選挙管理委員会事務局
開催日時	令和 2 年 (2020 年) 4 月 16 日 (木) 午後 2 時から午後 4 時 10 分まで
開催場所	熊本市役所議会棟 2 階 議運・理事会室
出席者	<p>1 熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会 (4 名)</p> <p>委員長 上野 真也 (元熊本大学教授)</p> <p>委員 小島 勇人 (一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事)</p> <p>委員 西村 正一 (白山校区自治協議会会長)</p> <p>委員 樋口 雄三 (弁護士、熊本市コンプライアンス担当監)</p> <p>2 熊本市選挙管理委員会 (1 名)</p> <p>委員長</p> <p>3 熊本市選挙管理委員会事務局 (6 名)</p> <p>熊本市選挙管理委員会事務局長ほか 5 名</p> <p>4 熊本市中央区選挙管理委員会事務局 (2 名)</p> <p>熊本市中央区選挙管理委員会事務局 書記 2 名</p>
会議次第	<p>1 開会 熊本市選挙管理委員会事務局長</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 熊本県知事選挙 中央区開票作業の状況 (ビデオ上映 約 10 分)</p> <p>(2) 第 1 回検討委員会における質疑応答及び未回答の調査結果</p> <p>(3) 中央区 投・開票事務従事者へのアンケート結果</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 問題点の整理及び改善策の検討について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p>

## 審 議 経 過

### 1 開会 熊本市選挙管理委員会事務局長

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第2回熊本市選挙事務における持ち帰り票事案等に係る調査検討委員会を開催いたします。

では、早速でございますが、次第に沿って進めさせていただきます。

これからの議事運営は、上野委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【上野委員長】

では、皆さん、こんにちは。4月7日以来、立て続けの開催ですが、遠方から、あるいは、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日は、前回、事案のあらましについて説明を受けた後、少し意見交換をいたしました。そういうものを含めまして、事務局のほうで御対応いただいた件について報告をいただき、それから、最終的に、この持ち帰り票事案に関して、ある程度の何が起こったのかについて明らかにするということを進めていく上での議論を少しできたらと思っております。2時間程度だろうと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず、報告事項について、事務局のほうからまとめて御説明いただけますでしょうか。

### 2 報告 (1) 熊本県知事選挙 中央区開票作業の状況 (ビデオ上映 約10分)

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

今回、報告としまして3点上げております。

まず、「(1) 熊本県知事選挙中央区開票作業の状況」について。これについては、3月22日に執行されました県知事選挙中央区開票区のビデオ上映を約10分程、それを私のほうからさせていただきます。「(2) 第1回検討委員会における質疑応答及び未回答の調査結果」につきましては、副事務局長の中原から、「(3) 中央区投開票事務従事者へのアンケート結果」につきましては、同じく副事務局長の木下のほうから、それぞれ一括して報告させていただきます。

では、まず(1)の開票作業の状況でございます。

実は、私、3月31日まで中央区の総務企画課で仕事をしておりました。中央区総務企画課の主な業務につきましては、まず、区のまちづくり、それと区の防災、それと選挙事務、これを担っておりまして、実際、私は3月22日の開票の現場におりましたので、私のほうから説明させていただきます。

このビデオにつきましては、たまたま長崎県の佐世保市選挙管理委員会事務局のほうから視察に来られまして撮影された物を提供いただきました。この場所は熊本市総合体育館大体育室のアリーナでございます。センターラインがここにありますが、ここからセンターライン仕切って、手前側が中央区の開票所でございます。向こう側が東区の開票所でございます。約10分ちょっとになりますけど、ビデオを見ながら、いろいろと御説明をさせていただきたいと思っております。

今、ここにいるのが開票管理者です。今、開票宣言を行っております。午後9時15分です。

で、こちら、これが開披分類1班、2班、3班、この1班、2班、この2レーンにつきましては、当日投票36箇所、こちらが20箱、こちらが16箱、について、今から開票箱の外箱を開けた上で内箱を開錠の上、票をひっくり返します。

こちらの3班につきましては、期日前投票、それと不在者投票を開披するレーンでございます。当日は記号式、記号式の投票用紙はこのレーンで流していきますし、期日前、不在者は自書式ですので、このレーンになります。記号式と自書式が混同しないように、ここに、またさらに防球ネットで仕切りをしております。

従事者が慌てて投票箱をひっくり返しますと、票が落ちたりしますので、基本的にゆっくり箱は開けなさいということで前もって指示をしておりますので、そういうことで、各従事者は今、箱をひっくり返しております。

で、今現在、ほとんどの従事者が、最初は開披分類にこういう形で支援を行います。開披分類台の先にありますが、自動分類機、機械で読み取る係でございます。ここが第一点検係で、その次が計数係、ここで、係数は2度がけをやります。そして、第二点検係で、向こうにありますけど、効力審査係は、疑問票を取り扱う係で、隣には開票集計の係となります。

そして、ここ、開票立会人が3人いらっしゃいますけども、今、各投票所からの投票箱に票が残ってないことを今確認しております。開票管理者と開票立会人お三方による空き箱確認を今していただいているという状況でございます。

前回、議論になりましたビブスにつきましては、基本的にこの色が開披分類係、それと、こういう黄色のビブスは点検係、青は第二点検係、赤は効力審査係ということで、色分け、要するに役割分担が一目で分かるということで色分けをしているところでございます。それと、主任と記された者は、係が何班かに分かれておりますので、そのリーダーとなる方が主任ということで、何かあったときには、この主任に報告、主任から区選管へ報告という形の体制を執っております。

開披分類台の上に、透明のプラスチックのケースがございます。これは、よく市販でイチゴを買われたときに、透明のプラスチック製の容器に入っておりますけど、これがちょうど投票用紙を入れるのに適したサイズでございます。私たちが俗に言っておりますイチゴパックの中に、天地、表裏関係なく、今、体裁を整えて票をここに入れてもらっているということになります。

ここは、先ほど言いました自動分類機です。ここが疑問票を取り扱う効力審査係、ここが開票集計係で、最終的に、投票用紙をここに並べて、A候補、B候補、無効票という形で点検する投票点検台がございます。ここにはセキュリティーゾーンを設けており、ここから先は、関係者以外は基本的には立入りはできません。

どんどん自動分類機付近で、曲がった用紙ですと機械が止まる要因になってしまいますので、ちゃんと伸ばした上で自動分類機にかけている、そういう作業を今行っています。順次、機械から出てきたものをA候補、B候補、疑問票という形で、籠ごとに短冊の表示があって、そこに分類していくという作業を今行っております。

イチゴパックにある程度いっぱいになったものは、こういう大きい籠を使って、段重ねにして自動分類機の所に持ってきたり、そういうことを主任は行っております。

ある程度票が少しずつ開き出して、自動分類機から票が分けられておりますので、この票を今から第一点検係に持っていくことになります。

この機械につきましては、1分間に約600枚から660枚を識別できる、読み取りができるとメーカー側は言っております。

【上野委員長】

奥が自書式？

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

はい、こちらが奥のレーン3班で自書式になります。期日前投票と不在者投票ですね。手前の2レーンが当日投票となり、記号式になります。

【小島委員】

奥は違う区のやつ？ 東区？

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

こちらが東区になります。

分類機は、東区と中央区ではメーカーが違います。

第一点検では、他の候補の混入票や疑問票が混入していないか、その確認にもう着手しています。

【西村委員】

2階の見学も結構いらっしゃるみたいですね。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

そうですね。

また、第二点検係とかが、自分のポジションに戻っていくところです。

ここが計数係で、2回にわたって計数を行います。

有効投票箋係では、100票ごとの投票用紙を500票にまとめて、これを500票の有効投票箋を一番上に付けまして、開票集計係のほうに回していきます。ここでは、2台の開票システムを用いて、1号機と2号機がありまして、機械でバーコードを読みながら、お互いに一回一回、数字が合っているか確認の上、最後、読み込んだ票は投票点検台のほうに置いていくという形をとります。

途中までの作業ですが、参考にとということで、説明させていただきました。

## 2 報告 (2) 第1回検討委員会における質疑応答及び未回答の調査結果

【中原熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

それでは、本日お配りしております、この資料で御説明させていただきたいと思えます。

1ページをお開きいただきまして3ページになります。

資料の1でございまして、これについては、前回御質問を受けまして、事務局から御説明をさせていただいた案件でございます。これは前回御説明をさせていただいておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、6ページをお願いいたします。6ページにつきましては、前回御質問をいただきまして、お答えができなかった部分について、本日御回答をさせていただきたいと思えます。

まず、未回答の調査結果ということで、不在者投票の封筒の中が空かどうか確認はしたのかということでございました。

早速、中央区の選管の担当者に聞き取りを行いまして、不在者投票については全て受理でありましたので、まず、外封筒、そして、外封筒の封を破って、二重の封筒になっておりますので、外封筒の封を破って内封筒を取り出して、内封筒の中に投票用紙が入っておりますので、これについては全て入っていたという報告を受けているというところでございます。

これによりまして、自書式の投票用紙につきましては、期日前の投票者数が1万6,151人と不在者の投票者数、これが396人ございました。合計で1万6,552人(当日投票の点字5票含む)、この数と一致したところでございます。

続きまして、開票事務で不一致が判明した時点で帰っていた従事者は何人いましたかという御質問でしたけれども、調整係と庶務計算係の13人、この方たちについては、その時点で残ってございましたけれども、それ以外の110人の方については、もう全て帰宅をされたというところでございます。

続きまして、自動分類機のログを調査してみないかという御意見でしたので、自動分類機の中には作業記録が残っておりますので、そちらのほうを早速確認をさせていただいたところでございます。業者の立会いの下、確認をさせていただきました。

まず、記号式の投票用紙、記号式投票の分類機については、自動分類機が分類処理をする際にパソコンを使用しておりませんので、記号式については記録が保存されていなかったというような状況でございます。

記号式の分類機の場合には、パソコンに候補者の氏名等を入力して読み取るような仕組みにはなっておりませんで、ただ単に、丸の記号だけを自動分類機の本体で読み込むというような仕組みになっておりますので、パソコンに処理した記録は残っていなかったというところでございます。

続きまして、自書式投票でございます。これについては、自動分類機の処理の合計については、1万6,920票と記録が残っておりました。これは、自書式投票の期日前投票と不在者投票の合計は、1万6,542票ということになりますので、378票多い記録が残っていたということでございます。

これにつきましては、ここに書いておりますけれども、電源を入れてから切るまでの総処理数が内部に記録をされているということでございます。これによりまして、開票日当日につきましては、開票開始前には、業者の方が自書式の自動分類機の動作テストを行うということになりますので、何票か、何回か、100票ぐらいを三、四回に分けてテストをされたということでございます。そして、そのまま引き続いて開票作業を行いましたので、動作テストの数字もカウントされているというような状況で378票多かったという状況でございます。

続きまして、2番の開票集計システムのログについても、御質問はありませんでしたけれども、確認をさせていただいたところでございます。

これにつきましては、まず記号式投票についてでございますが、中央区の記号式の投票者数については4万668人ございましたけれども、中央区の選管の報告どおり、4万559票と記録が残っていたというところでございます。ここには109票の差異が残っているというような状況でございます。

続いて、自書式投票についてですけれども、これについては中央区選管の報告どおり、1万6,552票と記録をされていたところでございます。

続きまして、次のページ、7ページの一番上のほうにまいりたいと思いますが、新型コロナ対策で注意がそがれることはなかったかという御質問でしたけれども、これにつきましては、今回は、開票・投票事務両方、コロナ対策を行いましたので、換気を行う必要がありました。特に開票所につきましては、出入口が複数箇所ありますので、開票時間中は全てドアを開けて作業させていただいたというような状況でございます。また、開票所内の出入口をチェックする職員を配置しておりませんでしたので、セキュリティの観点から言えば、課題があったのではないかと考えているところでございます。

続きまして、投票事務から、引き続き開票事務へ従事した職員の数は何人ぐらいいましたかという御質問でしたけれども、熊本市内には150箇所の投票所がございまして、投票事務から引き続いて中央区の開票事務に従事した職員については6名ということになりました。調査したところ、6名の方が引き続き中央区の開票事務をされたという結果

でございます。

続きまして、従事者へ再度ヒアリングをお願いしたいと。これについては、アンケート形式で行っていただきたいということでしたので、これにつきましては後から御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、従事者以外で開票所内にいた関係者にもヒアリングをお願いしたいという御意見でしたので、早速、中央区選管に聞き取りをお願いしたところでございます。

開票立会人さん、3名いらっしゃいましたけれども、お一人ずつ聞き取りをさせていただきました。御意見としましては、不審な点はなかったというようなことと、職員の方はきびきびしてよく頑張ってもらったというような御意見を頂いたところでございます。

2点目が、民間人の方、開票所内には、選挙の機械、ビデオの中にもありましたように、自動分類機とか計数機とか使用しますので、その機械の操作の補助とか、電気設備も入れておりますので、その業者とか、合計6名の方がいらっしゃったので、この方たち全てに聞き取りをさせていただきました。

業者の方もトラブルがあったのを見ていらっしゃいますので、自分たちもお互いで自らボディーチェックを行ったというような御意見を頂いております。

そして、2点目が、この方は計数系の付近で作業をしてもらったんですけども、不審なことはありませんでしたと。また、機械内に票が残っていないか、再度確認、点検を行わせていただいたというような御意見を頂いております。

また、3点目については、この方は自動分類機の付近で作業してもらったんですけども、この方についても不審な動きはなかったと。そして、機械内に票が残っていないか、3回確認や点検を行わせていただいたというような御意見を頂いているところでございます。

私からの御報告は以上でございます。

## 2 報告 (3) 中央区 投・開票事務従事者へのアンケート結果

### 【木下熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

引き続き、アンケート結果について御報告いたします。資料9ページを御覧ください。

委員の皆様にもアンケートの内容について御助言いただきまして、先週の9日木曜日から14日火曜日までの期間で、全従事者320名のうち275名、85.9%から回答を得たところです。

質問は全部で9問、選択式は7問、記述式は2問です。記述部分につきましては、単に「なし」「ありません」と書いてあるものは省いております。また、同一の内容などはまとめております。

質問ごとに御説明いたします。

質問1、回答は273名です。あなたが今まで選挙事務に従事した経験回数を教えてください。

さい。「今回が初めて」が12%、「2回～4回」が32%、「5回以上」が56%です。

質問2、回答は273名です。今回、選挙事務に従事した動機は何ですか。「自ら進んで」が25%、「職場での割り当てや当番」が61%、「市選管等から依頼されて」が14%でした。

質問3、回答は273名です。今回、選挙事務の従事が決まった時の気持ちをお聞かせください。「市職員として職務を全うしようと思った」66%、「なんとも思わなかった」26%、「自信がないため、不安だった」3%、「正直なところ、いやだった」5%です。

質問4、回答171名です。投票事務に従事された方にお伺いします。手荷物はどこに置かれましたか。5の場合はその場所もお答えください。「投票所の自席、または自席の近く」が63%、「投票所の決められた場所」が20%、「自分の車等の中」が2%、「ポシェット等で身に付けていた」、この方はいらっしゃいませんでした。「その他」が11%、「持ってなかった」が4%です。

5と答えた方は「投票所に隣接する別室」「投票所の壁際（自席から5m）」「体育館の隅（自席から離れた場所）」「庶務作業台近く」「体育館外の休憩室」でございました。

質問5、回答は112名です。開票事務に従事された方にお伺いします。手荷物は、どこに置かれましたか。5の場合はその場所もお答えください。「開票所のロッカー」19%、「開票所内の壁際」5%、「自分の車等の中」21%、「ポシェット等で身に付けていた」2%、「その他」8%、「持ってなかった」45%です。

「その他」の方は、「ポケット（手荷物置き場のことを考えなくて済むよう、ポケットに収まる最小限のものだけ持参）」「開票庶務集計等作業場所」「控え室」「女子更衣室の有料ロッカー」です。

質問6、回答は111名です。開票事務に従事された方にお伺いします。どの班に所属されましたか。「開披分類」23%、「自動分類機」14%、「第一点検」13%、「計数」9%、「第二点検」15%、「有効投票箋」4%、「効力審査」10%、「開票庶務・計算」11%、「調整」1%です。

質問7です。この中で、代表的な記載内容を読みます。「知事選挙において、投票者数と投票総数に109票の不一致が発生しました。今回の投票事務や開票事務で、何か不審なことや何が原因か、作業中に気づかれたことがありましたら、お書きください」。

二つ目の丸、投票所の従事者からです。「管理者・立会人の方が、投票箱の前におられ、しっかりと確認をされていました。投票箱から少しはみ出しているような投票用紙についても、最後まで投票箱に入れていただくよう、投票者に声を掛けられていました」。

次に、二つ飛びまして、投票所の従事者からです。「投票事務開始前に職務代理者より投票用紙の持ち帰りには注意するよう全員に指示があり、事務従事中は投票箱に投票用紙を入れているかには注意を払っていた。入場整理券と投票用紙の数についても1時間毎に確認していたので原因は思い当たらない」。

また二つ飛びまして、投票所の従事者からです。「書き損じた場合に、投票用紙交付機から差し替える恐れがあるため、交付係に事前に注意喚起をした」。

次も投票所の従事者からです。「投票者数と投票総数の不一致につながるようなことで



気づいたことは特にありません。今回の選挙は、新型コロナウイルスへの対策（定期的な記載台周辺の消毒や従事者の手洗い等）や来場者カードの配布といった従来の投票事務と異なる点が多い選挙であったと思います。

次は、三つ飛びまして、開票事務従事者からです。「気付いた限りでは不信なことはありませんでした。一人一人が職務を全うしている様子に感じられ、テーブルに集まってはいるものの、一人一人の動向までは気付きにくいのではと思いました。開披分類から自動分類機への流れも、速やかにそれぞれ運んでいるため、目が届きにくいところはあったかもしれません」。

また二つ飛びまして、開票事務従事者からです。「自動分類機に所属していたが、前回より投票用紙が詰まる回数が多いように感じたが、それ以外不信なことはなかった。当然であるが、作業終了後も作業台周辺や床等に投票用紙がないか確認し終了している」。

また一つ飛びまして、開票事務従事者からです。「全作業を経験しているわけではありませんが、開票事務で票数が合わなくなりそうなのは、最初の投票箱開封での紛失か、計数機に誤差があった場合だと感じました。そうでなければ、間違っ紛れ込んだものを持ち帰ってしまうということもあると思います」というような内容がありました。

質問8に移ります。また、この中で代表的な記載内容を読みます。投票事務に関して、疑問点や改善点、御提案などありましたらお書きください。

最初の丸です。「以前、職務代理者以外の投票事務従事者が全員交代ということがありました。投票者が少ないので、大きなトラブルにはつながりませんが、投票管理者が輪番である以上、従事者を大幅に変えるのは避けてほしいです」。

三つ飛びまして、開票所の事務従事者からです。「開票事務後の退出時のボディチェックを徹底する」。

また三つ飛びまして、投票所の事務従事者からです。「新型コロナにより対応が難しい点もあったと思うが、今回は、職務代理者の新任も多かったため、通常以上に事務手続き説明会を行うべきだった。過去の職代会議でも、基本実務を知っている前提で、会議を進められていると感じたし、新任者にとっては理解できない点もある。受付・交付係→庶務を経験し、職務代理者に従事するのが理想。職務代理者の引継書作成の徹底」。

また二つ飛びまして、投票所の従事者からです。「投票事務従事場所（投票所）は、なるべく経験した場所に配置すれば事故防止になると思料する。（特に職務代理者）」。

六つ飛びまして、開票所の事務従事者からです。「第一点検」というスタートからです。「第一点検では、途中から開披分類の方々が手伝いに来られました。主任が初めての方がいるか尋ねたところ、ほとんどの方が手をあげられました」。

二つ飛びまして、開票所の事務従事者からです。「事前に、開票全体の流れと係間の連携をしっかりと確認できるよう御説明いただき、当日、もたもたしない、無駄のない開票事務を行いたい」。

一つ飛びまして、投票所、開票所、それぞれの従事者からです。「講演会をもし行う場合は従事する職員は複数年に一度必ず参加するなど、全体の意識の向上ができるとミス

が減ると思います」。

一つ飛びまして、開票所の事務従事者からです。「開披作業は全員で手伝う等、当日突然自分の班以外の作業をすることになった。マニュアルは割り当てられた班の部分しか読んでいなかったため、そういったことがあるのであれば事前に知っておきたかった」。

「おそらく開票事務の初心者は、作業のことや全体の流れがよく分からないまま当日を迎えると思います。前回までの数回は、なるべく固定メンバーで同じ作業に従事していたと思います。また、当日疑問に思ったことを還元する仕組みがあまりないのかなとも感じます」。

以上でございます。

質問 9 です。回答は 272 名です。選挙事務に関する講演会等の機会がありましたら自己啓発のために受講されますか。「受講したい」19%、「どちらでもよい」56%、「受講しない」26%です。

以上、アンケートの結果の報告です。

#### 【上野委員長】

ありがとうございました。ビデオも探してきていただいて、大体私たちも流れといいですか、雰囲気をつかむことができました。また、併せて、職員の方々へのアンケートの概要とか、それから、前回の議論で幾つか疑問点を出されたものへの御回答も頂きました。

この後、問題の整理という部分では議題を別個設けたいと思いますが、まず、先ほど見ていただきましたビデオとか、それから未回答への調査結果の報告と、それから従事者アンケートに関して、委員の先生方から何か御質問がありましたらお願いいたします。

#### 【西村委員】

今の説明の中の 9 番ですね。

#### 【上野委員長】

説明のほうですか。

#### 【西村委員】

ええ。

#### 【上野委員長】

アンケートの。

#### 【西村委員】

9 番、最後です。これで「選挙事務に関する講演会等の機会がありましたら」という質問がありまして、56%が「どちらでもよい」、3 番「受講しない」、結構これを合わせると、

80 パーセントぐらいになりますよね。ということは、やっぱりあまり従事したくないというような結果だろうと思います。

だから、やっぱりこういう方が大部分を占めるということは、まあ、嫌々で開票事務に携わったということになります。ということで、やっぱりあんまり嫌々で行っていただくと、あんまりいいことは私はなかろうと思います。だから、進んで手を挙げて「自分が行きます」というような意欲のある方に、こういう事務はしていただきたいなという感想でございます。

以上です。

【上野委員長】

ありがとうございます。市民としての感想だろうと思います。他方で、どうでしょうかね、通常のルーチン業務を持っている方にとっては、たまたま巡ってくる選挙というところで、動員されて来ているという感は拭えないものがあるのかもしれませんが。

ほかの観点でも結構ですが、いかがでしょうか。

【小島委員】

数字的なものとはかく、7番ですとか8番、いろいろ気がついたことをこれだけアンケートをとって、従事された方が書いてくれたということは、非常にこれはよかったのかなというふうに思いますし、率直な感想が出ているということなので、この中から何か、我々第三者委員会として糸口がつかめればいいのかになって、そんな感じがしているところです。いろいろまた技術的な問題だとか、そういうことも含めて書いてありましたんで、これをもうちょっと分析して、生かしていったらいいのかというふうに思います。

それから、今、西村委員からも御指摘がありました、研修会というか講演会というのがあるんですけども、やっぱり選挙事務そのものが当該地方公共団体の自治事務であり、法定委託事務という前提からすると、地方公共団体の職員として本目的に行うべき業務だという認識をやっぱり持ってもらわないと、いつまでたっても「やらされ感」とか、そういう形で、今回のような109票、どういう形でのミスかというのは分かりませんが、こういう問題が潜在的に残ってしまうのかなと、ちょっとそんな感じがしましたけど、いずれにしても、アンケートをやっていただいて非常によかったかなと、そんな感じがしております。

【上野委員長】

ありがとうございます。

樋口先生、いかがですか。

【樋口委員】

この職員の中から、投票、開票の事務をなさる方が決まるということの問題、問題とい

うか、その点についてなんですけど、どこかにあったと思いますけど、要するに、各職場というか、課ごとに、何か課での割当てがあるように書いてあったんですけど、実務的には、割当てって、そこから割当ての数だけ出してもらうというやり方をしていることは事実としてそうなんですか。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

今、樋口委員の御質問ですけども、選挙が決まりますと、各局・区に対して従事者をそれぞれ何名出してほしいということで、総務局と市選管事務局で推薦依頼の文書を発出します。そういうことで事務従事者を募っているのが事実でございます。

【樋口委員】

続けてですが、まず、積極的にやりたいという人を先に募って、足りない分を割り当てるみたいなことをやってないんですね。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

さようでございます。先ほど職員意識の希薄であったりとか欠如であったりという御指摘も頂いております。選挙事務というのは、民主主義の基盤であり、また根幹であり、職員にとって、そこが重責になってしまいますので、本来市の職員として担うべき業務であるとは分かってても、もしミスをしてしまったらとか、そこで少し気を引いてしまう職員が多いのは事実かなと私は思っているところでございます。

【上野委員長】

樋口先生、よろしいですか。

【樋口委員】

はい。

【上野委員長】

ありがとうございます。

アンケートも、ほんとうによく短時間でこれだけたくさんの方に回答いただいたと思います。他方で、やはりまだ86%ぐらい、これは市役所の職員さんなので、できれば100%、ぜひ御回収をお願いいたします。

この委員会の最初の4回というのは、持ち帰り事案ということになっていますが、ほんとうに持ち帰りだったのか、あるいはどこかでミスが起きているのか、あるいは何か事件まがいのことが起きているのか、どこまで追求できるかはまだ不確かな部分がありますが、できるだけ絞り込んで、どこでそういうことが起こり得るし、この部分では起こり得ないと、確証がとれるところもあるかもしれませんので、そこを突き詰めていきたい

などと思っています。職員さんの御回答というのは、非常に示唆的なものがたくさん含まれていたと思いますので、こういうものも参考に、少し議論をしていきたいと思っています。

では、報告いただいたことについては、また御質問があれば、いつでもまた御質問いただくとして、本日の議題、「問題点の整理及び改善策の検討」ということに移ってまいりたいと思います。

### 3 議 題 (1) 問題点の整理及び改善策の検討について

【上野委員長】

今日は小島先生から少し資料を御準備いただいて、何か御説明いただくようになっていたんですね。資料は。

【小島委員】

後ろのほうにくっついています。

【上野委員長】

入っていますか。

【小島委員】

はい。

じゃあ、いい機会なんで、この間の、前回の委員会でもちょっと議論になりましたけども、開票終了後において投票用紙を再点検できないのかと、そういう議論もありましたんで、今までの総務省等の考え方、我々の実務の現場での考え方等の蓄積がございましたんで、私レベルでの話でありますけども、ちょっと整理してみました。

資料的には19ページをちょっと御覧いただきたいと思います。19ページからになります。

開票終了後における投票用紙の再点検（再開披）の可否について。これはいろんな、おそらく市民の皆さんですとか、報道の皆さんも、こういうのができないのかと、やればはっきりするじゃないかと、そういうようなことになるのかなという感じがしますが、ちょっとその点も踏まえながらお話しさせていただきたいと思います。

往々にして、有権者の皆さん、候補者の皆さん、それから、いろんな方面の方から、いろいろ開票で疑義が生じた際には、もう1回見るべきじゃないかという御意見を頂いているところでございます。

まず、前提となりますのが、この1番の公職選挙法が定める開票の手続というのがあります。これは市区町村の選管が、あらかじめ開票の場所、日時を告示しなければなりません。そして、選挙人はその開票所について開票の参観を求めることができる、これはもう公職選挙法で定められている。

そして、開票立会人、各候補者が原則的に届けますけども、開票所ごとに全体で3人以上、10人以下を届け出ると。今回の知事選挙は候補者が少なかったですので、3人ということで出てきたと思います。その数が3人に達しないときは、開票管理者が3人に達するまで選任するというようなことになっております。

そして、開票立会人は、投票を点検しなければなりません。そして、投票の効力、要するに投票の有効・無効、これは開票立会人の意見を聞いて開票管理者が決定する。そして、開票所においては、投票用紙は開票立会人に回されて、その確認を受けるということが法律で決まっているということでございます。

開票の次第等、開票を記録した開票録、こういう書類を作るわけですけども、開票管理者と開票立会人が署名して、そして、点検済みの投票用紙、有効・無効等を決定した投票用紙、これについては、立会人と管理者の印で封印をして、その任期間、保存する。今回の知事選挙の次の任期まで保管するというふうになっているということでございます。

これが全部法律で決まっております。

それから、こういった形で、開票立会人には候補者の利益代表と、それから一般選挙人の公益代表の見地から、一連の開票事務が公正に行われているか否か監視するという役割を担っているということでございます。

次に、開票管理者から当該選挙の選挙長、今回は知事選挙の選挙長のほうに、県選管のほうで選任した方になりますけども、そちらのほうに、この熊本県内の各開票区の開票管理者が開票結果報告を送りまして、それを集計して、選挙会というのを開くということで、そこで当選人を決定するというところでございます、2番目の公職選挙法が定める選挙会の手続というのがございます。

当選人等を決定する選挙会の手続については、今回、当該管理選管ということで、熊本県選挙管理委員会が選挙会の場所、日時を告示して、選挙人はその参観を求めることができるということで、選挙会における選挙立会人も各候補者が届け出るとされておりますけども、これも選挙会ごとに、全体で定足数としては3人以上、10人以下を確保する、3人に達しないときは、選挙長が3人に達するまで選任をするということでございます。

20ページのほうに行ってくださいまして、選挙会においては、選挙長は、選挙立会人の立会いの上、投票の点検結果について開票管理者の報告を調査して、各候補者の得票数を計算しなければならないというふうになっております。

そして、被選挙権を確認した上で、法定得票数を得た候補者の中から、今回は知事選挙ですと1人ですから、最上位の方を当選人として決定をするということで、蒲島知事が当選されたということでございます。

法定得票数、ちなみに知事選挙で言うと、有効投票総数、熊本県全体の4分の1以上の得票がなければ、最上位であっても当選人にはなれないということでございます。

選挙会の次第を記録した選挙録、これにも選挙長と選挙立会人が署名をするということでございます。

そこで、以上の1、2のとおり、公職選挙法は開票手続について、また選挙会の手続も

含めて、厳格な定めを設けております。ですから、所定の手続によって選挙人が投票により表明した意思を厳格に確認することとしておりまして、選挙の公正を期しているということでございます。

加えて、選挙という行為は、集合的な行為が連鎖して、段階を経て積み重ねられた結果、当選人の決定に至るという手続的行為でございますので、一般の行政行為とは違った法的安定性が要求されると。したがって、一旦確定した選挙結果を覆すことにつきましては、公職選挙法は、争訟手続、つまり異議申出、審査の申立て、訴訟によるものしか認めておりません。選挙の効力、当選の効力に関する異議の申出、審査請求、訴訟により審理するものとされていると。

これらの争訟に係る要件については厳格に公職選挙法に定められておりまして、選挙の規定に違反することがあっても、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り選挙無効の判定をすることですとか、それから、争訟提起期間が14日間、21日間、30日というように短期に設定されていることから、選挙の結果の安定性、公定性を確保するための仕組みが整備されているということでございます。

それから、当選争訟につきましても、例えば、当落に関係なく法定得票数以上の得票を得たかどうかを争うことは認められないとされていると。

以上から、開票等の手続により選挙結果が確定した後、投票用紙の再点検（再開披）を行うことは、公職選挙法に基づく争訟手続における場合以外でできないものであるというふうに解されております。

当選争訟におきましては、投票用紙の再点検が行われて、選挙結果にある得票数と異なる得票数が最終的に裁判上確定されましたが、結局原告が敗訴した場合、選挙結果にある得票数は裁判上確定された得票数に修正・変更されないというふうにされております。

以上のことを踏まえて、再点検（再開披）に係る一般的な整理をお示ししますと、21ページを御覧いただきたいと思っております。これは再点検の一般的な考え方の整理でございますけれども、効力決定済みの投票については、当該選挙に係る公職の任期期間、封印をして保管することとされておりまして、開封することができない。これは任期期間、保存するとか、封印するとかって、全部公選法なり施行令で規定されているということでございます。

ただし、法令の根拠がある場合は、以下にお示しのとおり再点検（再開披）をすることができるということでございますけれども、再点検（再開披）ができるとされている例でございますけれども、これまでに総務省選挙部等におきまして積み重ねられてきた解釈でございます。

一番ですけれども、異議申出に係る審理に際して、市町村の選挙管理委員会が必要と判断した場合、それから、二つ目に、審査の申立てに係る審理に際して、都道府県の選挙管理委員会が必要と判断した場合、そして、三つ目に、警察・検察当局から、いろいろ犯罪捜査等の観点から職権による要求があった場合、それから、四つ目に、選挙関係事件について裁判所から職権で提出を求められた場合ということが上げられております。

以上のような場合については再点検（再開披）することが可能とされておりますけども、再点検（再開披）の条件は、これに限定されるわけではなく、法令等の根拠があれば、にわかにならぬようなものがあるかはちょっと申し上げることができませんけども、その他の場合でも再点検（再開披）はできるものと考えられるということでございます。

これらのことに加えまして、公職選挙法施行令 76 条第 1 項というのがありますけども、開票管理者及び開票立会人、開票立会人というのは特別職の地方公務員に位置づけられておりますけども、開票管理者、開票立会人によって封印された点検済みの投票の封印を権限なく開封するときは、刑法 96 条の封印等破棄罪に処せられるおそれがあることに注意をするということでございます。実際に過去の事例で、平成 25 年、高松市の白票水増し事件の際に、権限なく開けたことによって刑法 96 条違反ということで市の職員が逮捕されているという事例があるということでございます。

以上が、再点検（再開披）に係る一般的な考え方、委員長からの御指名でしたので、便宜的に私のほうから御説明させていただきました。

以上です。

【上野委員長】

どうもありがとうございます。最初から、どこまでできるのかというのがとても気になっておりましたので、根拠も含めてお示しいただいたところでございます。

樋口先生、何か法律家としていかがですか。

【樋口委員】

そういうのは、すみませんが何もありません。

【上野委員長】

ありがとうございます。

今、小島先生から、大体決まっているルールで数え直しできることっていうのは御説明いただきました。異議申立ての場合は、申立て期間は 2 週間……。

【小島委員】

14 日間。

【上野委員長】

14 日間ですね。審査の申立て……。

【小島委員】

21 日間。



【上野委員長】

21日。

【小島委員】

訴訟については30日。

【上野委員長】

訴訟ですか。

【小島委員】

ええ。例えば、県知事選挙で異議申立てするのは県選管に対してになりますけども、県選管に対して異議申出をして、県選管が一定の決定をして、それに不服があり、また、いわゆる申立人のほうに決定書が交付され、また、その結果が告示されてから30日以内に、管轄の高等裁判所、これはおそらく福岡高裁になると思いますけども、そちらのほうにできると。

ですから、知事選挙の場合は、いわゆる異議申出があって、次にもう訴訟に移ります。例えば、この熊本市長選挙で、もしそういうことがあったとしますと、まず、熊本市の選管に選挙無効の異議申出があって、それが不服の場合は県選管のほうに審査請求をして、その判決に不服がある場合は、今度、高等裁判所のほうに訴訟が起こされる。結局、地裁が通らない形で、いきなり高裁のほうに行くというルールになっています。これは、やっぱり選挙の法的安定性を強く求めている。ですから、次、もう高裁に行ったら最高裁まで上告する形になります。

私も川崎市にいたときに異議申出があって、最終的に最高裁まで行った事案を経験していますけど、ただ、それは我々に全く瑕疵のないものでしたけども、そういうふうになっております。

以上です。

【上野委員長】

ありがとうございます。今回の選挙に関しては、そういう異議申立てもなかったもので、このルートに基づく再点検ということについては、もう、どうしようもないということですよ。あと、事件性があれば警察や検察が動けばということなんでしょうけども、そこまでの根拠も、私たちが今調べているところで、何とも言いようがないですが。

【小島委員】

今まで、御存知のとおり、高松市、仙台市、相模原市、滋賀県甲賀市で、いわゆる白票を使った投票増減罪に関わる事案が発生していますけども、いずれも全て見てません。

やり直しはしてないということです。いずれにしても期間は経過してますし、警察や検察のほうからも提出要求は出てこなかったということで、いずれの事案のときも、再調査、再開披はやってないという経過があります。

ましてや今回は、犯罪性はともかく、そういうことじゃないわけなんで、まだ分かりませんが、そういうことではありませんので、もう県選管に対する異議申出の期間も経過しているということからしますと、これはもう法的に、もう選挙犯罪等で何かあって、提出要求等があって調べる以外、それ以外、もう道はないと。

ですから、もう立会人と管理者で封印したものについては、任期終わるまで、今の時点で誰も手がつけられない、つけちゃいけないということになると思います。

【上野委員長】

先ほどの白票の水増し事件、それはどうやってその事件が明るみに出たんですか。

【小島委員】

開票をやって、やっぱりこちらと同じに、終盤に近づいて、票を残票と、あるいは票を拾い始めて、合うか合わないか、どきどきしている状態ですよね。で、やってみたところ、どうも 300 票程合わない。これはきっと持ち帰りになると。それは絶対あり得ないだろうと。それをチェックしていると朝までかかっちゃうというようなこともあって、そして、いろんな、ほとんどこの犯罪を犯した方は全部管理職の方ですけども、その方々が白票を使って、足りない分、水増しをして、数字が合ったように偽装工作をしたという事件です。みんなそうなんです、今までの事件というのは。

【上野委員長】

いわゆるほんとうに持ち帰りがあったのを、事務として見過ごして、数が合わないから、白票を放り込んだということですか。

【小島委員】

いや、それは分かりませんが、いずれにしても合わないの。特殊な事情があったんですよ。開票が遅い遅いということで従来から言われていて、やっと 3,000 万円かけて投票自動分類機を導入した初の選挙だったんです。そのときに三百何がし合わない、朝までかかって、3,000 万円せっかく予算つけてもらってやって、これはもう、どうにもならないということもあったような事情だと思います。その上で、じゃあ、まあ白票を使ってやっちゃおうかと、そうなったというふうに思います。

実際、後から 300 票程、未開票のが、全て終わった後、出てきているみたいなんですよ、見つかったんですよ。見つかったんだけど、そのとき、もう 1 回もとに戻ってやり直せばよかったんだけど、やらないで、もうそれをなきものにしたというのが事件の悪質性というか。

もう一つは、特定の候補者の方が、ゼロ票だったんですよ。それはあり得ない、その方はすごく有力な方で、前回の参議院選挙のときも 400 票ぐらい出てるんですよ、比例代表の先生なんですけども。ほかの市町村でも 20 票、30 票出てるんですよ。大開票区で、大票田でゼロというのはあり得ないだろうと。だけどゼロになっちゃったんですよ。出てきたのは、その方の票が固まって出てきたんですよ、後から。

だけど、もうどうにもならないということで、ああいう形で幕を引いて、でも、冗談じゃないよ、私はちゃんとその人に投票してるんだという人がたくさん出てきたわけです、市民から。でも、争訟提起期間は過ぎちゃっていますから、いじりようがない。で、誰かが何かしたんだろうということで、投票増減罪で地検に告発があって、地検が動いて、それで、あの事件が明るみというか、ああいう形で決着したと。あのときは 6 人捕まっているんですよ。6 人捕まって、5 人懲戒免職になって、1 人はその後で退職したんで、退職金返還請求、そんな形で終わった、非常に象徴的な事件だった。

その後も、数字の計算ミスを最終的に取り繕おうということで、やっぱり白票を水増ししたというケースがありました。みんな白票を使っています。それから、皆さんも御存知だと思いますけど、投票箱を 1 個開けるのを忘れちゃって、翌日出てきたケース。出てきた票をどうしたかというと、総務課長が自宅に持ち帰って燃やしちゃったという事件なんですよ。だから、象徴的な事件があったにも関わらず、全く何の教訓にもなってないというね、そういう経過があります。

【上野委員長】

ありがとうございます。

【樋口委員】

すいません、今のお話の中で、白票を入れてつじつま合わせた後で、たしか三百何十票分が出てきたというお話だったと思いますが、その出てきたのはどういう形で出てきたんでしょうか。

【小島委員】

出てきたのは、有効決定した票が 1 束あったと。それが異常に分厚いよねという。そして、その下に 300 が紛れてた、紛れてたというか、あったと。それは、もう全て数字的に県選管に報告をし、終わった後だったんで、終わった後でも、出てきたのもう 1 回やり直せばよかったんですよ、ほんとうは。そういうことをしないで、もうどうしようもない、要するに特定候補者ゼロということで確定させちゃっているという前提があるんで、もう後には戻れないという事務方の皆さんが判断したんでしょうね。

【上野委員長】

そのときは、まだ封印はされてなかったわけ、確定は……。

【小島委員】

封印する直前です。

【上野委員長】

直前ですね。入っちゃえば分からないですよ、多少多い少ないは。

【小島委員】

そうそう。直前なんです。だから、それも含めて封印しちゃったんですよ。封印したのはいいんだけど、今度やっぱりこれがだんだん事件になってきて、それで、事件性が出てきて、その封印した票を警察か検察に提出を求められるケースがあるんじゃないかと。そうすると、それを開けたときに、この実態が合わないということで、実態を合うように封印を開けて、中身の票そのものも改ざんしとか、シュレッダーにかけたり、いろいろやって数字を合わせたということで、それを開けたことが何かということ、刑法 96 条でという事件になって、それも合わせて罪としてプラスアルファされた。

【上野委員長】

どこかのちょっとした手続的なミスが、どんどん、だんだんとつぼにはまっていくような犯罪行為になっていったんですね。

何かございますか。

【西村委員】

委員長、ちょっとお願いがあります。

投票用紙は 1 人 1 枚ですよ。束は 100 枚を輪ゴムで束ねるということですね。だから、その 100 枚の束はどれくらいのものか、どれくらいの大さきになるかなというようなことで、何か持ってきていただくとありがたいですけど。

(熊本市選挙管理委員会事務局が模擬投票用紙 100 票束を西村委員に手渡す)

【西村委員】

大体、これは大きさは一緒ですね。投票用紙と一緒にしょう？ これくらいでしたよね。

【木下熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

大体それくらいです。

【西村委員】

簡単に入りますね。

【上野委員長】

そうですね。

【西村委員】

これをちょっと確かめたかったんですよ。私、1枚しか握ったことがなかったもの  
ですから。

【上野委員長】

ああ、ほんとうですね。

【西村委員】

ちょうどポケットに入るぐらいですね。

【上野委員長】

私も最初に就職したとき銀行員で、札勘の練習を随分やらされて、紙を数えるのは  
上手になって、何となく100枚というのも体で覚えるんですが、第一点検ですか、あそこ  
の人たちは、100枚というのは大体勘でさっとそろえられるものなんですか。100枚から  
110枚くらいは、その辺のばらつきはあっても、とりあえずそのぐらいで、有効票の確認  
のほうに注意を置かれていると。

【中原熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

そうですね。

【上野委員長】

数については、そんなに正確には。

【中原熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

まあ、なかなか正確に100票から110票ぐらいを取るとするのは難しいと思うんです  
けれども、やはり何回か繰り返してくると、100票程度は取れるようになるんじゃないか  
なというふうには思いますが。

【上野委員長】

それで、前回フロアのところで教えていただいた、第一点検のところで100枚程度取  
って、中身に混ざってるのがないか点検されて、計数機にかけられる。で、計数機で100

枚ずつの束にされるわけですね。

【中原熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

はい、そうです。

【上野委員長】

で、第二点検は、その100枚ずつの束をもう一遍混ぜてないかを見るだけ？

【中原熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

はい、そうでございます。もう第一点検来たときには100票束になっていますので、それをもう一度混入票がないかとか、他の候補者の票がないかとか、そこを確認させていただくということになります。

【上野委員長】

そうしますと、計数機のところで、基本的に100枚ずつの束になっている。

【中原熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

そうですね。

【上野委員長】

それ以降は、109枚なんていうのが束になることはないんですね。

【中原熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

ありません。

【上野委員長】

何が起きたか分かりませんが、もしどこかで紛失が起きるんなら、じゃあ少なくとも計数機より前。

【中原熊本市選挙管理委員会事務局副事務局長】

なかなか断定はできませんけれども、言えるのは、得票の集計をする、それ以前。109票足りませんので、集計をしていない第二点検以前が考えられると思います。

【上野委員長】

はい、分かりました。それと、自動分類機にかけたところで有効投票と悩むような疑問票があると、効力審査係にそれは持っていかれるわけですね。それをどのくらい持っていかれたか分かりますか。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

委員長の御質問ですけども、確かに自動分類機でA候補、B候補、そして識別不能票、あるいは白票という形で、そのポケットに入ってきます。識別不能票っていうのが基本的には疑問票でございます、その疑問票につきましては、即、効力審査係、要するに有効か無効かを判断する係ですけど、ここで、審査します。そこにどれくらいの票が動いたのかという御質問でございますけども、そうですね、今回、たしか無効票が290票だったと思います。

間違いなく290票はそこに行っている。プラス、効力審査をした結果、有効票になった票もありますので、290票以上の票が効力審査係に行ったとまでしか、お答えはできません。そういうことでございます。

【上野委員長】

はい、ありがとうございます。そうしますと、その効力審査で有効だと判定されたのはもう一回、第一点検係に戻ってくる。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

いいえ、実はですね、効力審査係にも2台の計数機を置いております。明らかに有効票と判断される場合については、開票管理者、あるいは開票立会人に、こういう票は基本的には有効票ということで、今後有効票という形で取り扱っていきますという説明をした後に、これをですね、効力審査係の計数機で数数をします。それを、100票ごとであったりとか、100票未満であれば、手書きの数で有効投票箋をつけていくという形になっていきます。

【上野委員長】

そうしますと、開披分類1班の流れと2班の流れと、それから自書式の流れが有効であれば、そのまんま500プラスアルファで束になって投票点検台のところに来て、有効投票箋つけられて数字が積み上がっていくわけですね。で、イレギュラーなのが、それぞれの班から効力審査係に行って、そこで有効票と有効でない票が分けられて、最終的には、有効票と無効票と、もう両方ともここに集まるんですか。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

疑問票は、全て効力審査を経て、最終的には投票点検台に。

【上野委員長】

ああ、疑問票というんですか。

【上野委員長】

全ての投票されたものは、最終的には投票点検台のところのテーブルの上に乗っかるわけですね。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

はい、さようでございます。

【上野委員長】

はい。なかなか複雑な動きをしますんですね。どこから解明していいのか。実は、小島先生のようにきちっとしていないけれど、私もちょっと休みのときに考えていたものがあるんですが、少しお話ししてよろしいですか。

109票が投票箱に入っていなかったのか、いたのか、それもよく分からないんですが、109票どこに行ったのかという問題を私たちは議論してまして、でも前回、西村委員さんもおっしゃられたように、あるいは職員さんのアンケートにも書いてあったように、持ち帰りについては結構注意を払っているんで、そこでの持ち帰りはまずなかったろうというような、心証を持っています。

じゃあ、中央区だけで持ち帰りが発生しているっていうのも変ですし、皆さん普通にそれはちゃんと注意されていたということなので、そもそも箱に入っていなかったのか、あるいは箱に入っていたけど、どこかで消えたのかですね、どちらかだろうと思うんですね。

で、一つ気になるのは、期日前投票とか別途投票されたものが4箱、投票箱で運び込まれて、自書式のレーンで検査されていますよね。これは、手続的には数字がぴちっと合っているんですけども、4箱の中身はほんとうにその中に入っていたのだろうか、疑問もあるんですが。例えば、そういう不在者投票とかやられる投票所で投票箱に移される際に、何か紛失が起きちゃったとか。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

はい、委員長の御質問でございますけども、今回、中央区においては期日前投票所が市役所別館自転車駐車場8階、大江公民館、それと上下水道局別館の入札室に設けております。フル期間、フル時間、その期日前投票所については執行を行ったところでございまして、投票者数がですね、1万6,151票です。それプラス不在者投票。不在者投票につきましては、これについては396票ありました。

これについて結果的にですね、投票結果というのが、開票所のほうで庶務計算のほうで集計を行うんですけども、自書式の投票結果と自書式による開票結果の数は合致したと。先ほど中原のほうから説明がありましたので、今回の選挙に至っては、特に期日前につきましてはそれぞれに投函をしていただきますので、そこで票が紛失されたということは非常に考えにくいと言えます。



そして、不在者投票につきましても、今回全部受理扱い、そしてなおかつ、この 396 票につきましても、当日、指定投票区のほうに持ち運んで、その票をですね、投函するわけですけども、中央区の指定投票区は市役所にございますので、そちらのほうに行って間違いなく 396 票を投じたという報告を受けておりますし、なおかつ期日前投票所の最終日、土曜日は午後 8 時で終わりますので、外箱に施錠をして、そして車で管理者と複数人で、駐輪場 8 階の倉庫まで持ってきました。

倉庫には、投票箱を納める鍵付きキャビネットがございます。その鍵を閉めて、さらに倉庫の鍵も閉めます。そして、駐輪場 8 階、その出入口の鍵も今回は、チェーンにて施錠しておりますので、そこで盗難に遭ったとか、なくなったとか、そういうことは一切考えられないと私は確信しているところでございます。

#### 【上野委員長】

はい、ありがとうございます。どこの部分に間違いがあったのかを一つずつ確認していく上で、じゃあ自書式については、ほとんど数も合っているし、途中でこの票が 109 抜けているってということはないということですかね。そうすると、こっちの記号式レーンのほうを疑うしかないということになるんですが。

非常に自書式のほうですと封筒を開けたり、様々な開票作業所ではないところでの作業が入っていたのですね、そこで書類の数字上は合っても現物の数が違う可能性はなかったのかなあというのがですね、ちょっと気になってたんですが、それはないということですね。

はい、どうぞ。

#### 【小島委員】

すいません。このアンケートですね、例えば 12 ページの 7 番の下から二つ目「持ち出しや紛失は考えられないので、計上ミスではないか」という指摘。それから次のですね、13 ページに行きまして、二つ目の丸の 2 行目のところですけども、「投票所での投票後は開票所での開票時まで投票箱を開けないので、開票所において何らかのアクシデント（紛失？ 持ち帰り？ 等）が起こったのではないか」ということ。

それから、「残余の実数が報告枚数と合致しているとしたら、開票の際のアクシデントじゃないか」とかですね。それから、真ん中ら辺に「第一点検でおよそ 100 枚以上に票をゴムで束ねるようにとの指示が出ていました。今回その話を聞いたとき、その束一束分がなくなったんじゃないかと思いました」。それから、「期日前投票の集計ミスじゃないか」というのが、次のところにありました。

それから、今度下から四つ目の「全作業経験してるわけじゃありませんが」というところなんですけども、「開票事務で票数が合わなくなりそうなのは、最初の投票箱開封での紛失か、計数機に誤差があった場合だと感じました。そうでなければ、間違っただけだものを持ち帰ってしまうということもあると思います」とかですね。それから、下から

二つ目の丸の 2 段目「規模の大きい体育館となると投票者がもし用紙を持ち帰ったとしても気づかないことがあるのではないか」というようなこと。それから、14 ページになりますけども、上から 6 番目「投票数は、交付係の数字をもとに集計しているの、交付係とは別の従事者が集計することで予防できると思う」とかですね。

いろんな示唆に富むというか、こう出てますんで、1 回数字点検して、それは合ってるんだからってというのは、そう思うのは思って構わないんですけど、いろんな可能性がね。そうじゃなかったら、こんな 109 票なんか数字合わないことはないわけなんで。だから、いろんな可能性を見る。

委員長おっしゃったように、投票箱にとにかく入ってなかったということであれば、投票用紙の集計ミスでしょうし、とかいう部分も出てくる可能性もあるし。入っていたんだけど開票の段階でなくなったということであれば、誰かポケット入れたんだろうってことにもなるだろうし、それはいろんな可能性がね、あるんだと思いますよ。だから、やっぱりこのアンケートを一つの、いろんな指摘があるわけなんで、必要と思われる部分についてはですね、もう 1 回ちょっと検証できる部分があれば、検証までいなくてもですね、チェックしてみる必要があるのかなというふうに今思います。

これ、そうしないとですね、もうどこで手をつけていいかっていうのは、もう想像的な話に終始しちゃってですね、なかなか進まないんじゃないかなって、ちょっと感じがしたところです。ですから、こういう形でせっかくアンケート取ったんで、アンケートの中からですね、もう 1 回ちょっと見てみようかっていう部分がもしあるとすればですね、やっぱりやってみたほうがいいような感じもいたします。

で、16 ページの上から 1 番目ですか。「投票者数や投票用紙の残数等の数値の重要性について、選挙事務に従事する方に改めて周知を行う」とかですね、いろんな技術的な部分における指摘もありますんで、そういうものをやっぱり何かちょっとチェックしてみるのがいいかなという感じがしました。そうしないと、何かここでの議論というのはもう想像というか、そんだけの話になっちゃうんで。何か、もうちょっと客観的なものにしていかなきゃいけないのかなっていうことだと思います。ちょっとそんな感じがしておりますけども。

ここでも指摘ありましたけど、集計ミスじゃないかと。でも、いろいろ調べてもらったら全部数字が合っていると。合ったってということなんだけど、それは合ったってその担保はどうやってしているのかっていうことですね、担保。報告を受けて、それが合っている。じゃあ、それは合っているんだなっていうふうに理解したのか。誰が確認して誰がチェックしたのかとかですね。そういうあれは残ってない。残ってないっていうか、いうことだとですね、ちょっとなかなか……。うん、そうだったんだろうなっていうことしか言えなくて、もうそれ以上ちょっと議論の余地がね、なくなる可能性はあるのかなって感じはしますね。

【上野委員長】

どうぞ。

**【西村委員】**

私の感じではですね、期日前投票所も4回、前は6回、なかなか（投票立会人として）行く方がいないんですね、頼んでも。「どういう仕事ですか」と尋ねられると、「じっとしておかなきゃならないですよ、しっかり見ておかなければいけないですよ、会場全体を」って言うと、なかなかね、自分が行ってやろうという人は少ないです、うん。

だから期日前投票もそういう状態。それと22日のですね、本番のときもそういう状態ですよね。で、管理者の方はほんとうに立派な方で、もうちゃんと全体を見渡して、何て言いますか、席を立てずにずっといらっしゃいますもんね。あれは毎日交代されますね。大体管理職の人がやっておられますよね。で、そういう方はほんとうに責任感の強い方で、もうすばらしいと思います。

そこで、立会人が2人おられます。トイレに行くときは、必ず1人は残ってくださいよということで必ず残っております。昼食食べるときもですね。極端に言うと、3人の目が会場を見ているわけですよ。ですから、そこで間違っているというのはですね、まず私は考えられないと思います。

22日におきましてもですね、私もずっと立会い行っておりますけど、まずないです。ただ一つだけですね、ちょっとというようなことがありますけどですね。それは認知症の軽いような方ですね。県知事一人選ぶわけですよ。だから投票箱は一つしかないわけですよ。それでも「どこに持って行くんですか」と言う方も二、三人おられましたね。だから、そういう方は、ちゃんと「そこにありますよ」「そこに入れてください」って言うと、ちゃんとそこに入れて行かれます。

ですから、期日前投票所、それから22日本番の投票所ですね、これですね、持ち帰ったっていうのは、まず私はないと思います。断言してもよかろうというぐらい、私が見たところではですね、ありません。ですから、考えられるのはやっぱり開票所だろうと思います。だから、絞るとするなら私はそこに絞ったほうがよかろうというふうに考えております。

以上でございます。

**【上野委員長】**

はい、ありがとうございます。

どうぞ。はい。

**【樋口委員】**

今の話の続きみたいになりますますが、私も結論的には開票所の問題じゃないかなと思います。その場合、開票所の問題っていうのは、開票所にいた人が持ち帰ってしまったというケースと、先ほど小島先生からの例であった、よそで300票ぐらいの不明っていう

か不足分があって、それは結果的には、熊本で言えば 500 束の中の実はその 300 票分が紛れ込んでいてそれに気がつかなかったということのようですが、その問題も熊本の 109 票はあり得るんじゃないかなあと考えます。

当然、小島先生の例でも、結果的には選管職員があえて法を犯すようなことをやってしまった。その前に、何回も調べ直しているはずなんです。調べ直しても 300 票もの誤差というか、その不足分を見つけることができなかつたから、やむを得ず選管職員が、もうこのままやってたら明け方になるから、早く締めなきゃいかんということで、あえて別途保管中の白票を足してしまったということのようなんです。

それに比べたら、熊本の 109 票っていうのは数が少ないから数を数えたときのミスというのは、より起こりやすいんじゃないかなと思います。だから、その可能性も捨て切れないなと思います。

ただ、より可能性があるのはやっぱり開票所で動いていた、開票作業をなさっていた方及びその周りをうろろされた方を含めて、何か人為的に抜き取ってしまった可能性はあるのかなあと、そんなふうに思います。

ただ、この 109 票っていうのは、100 票というと 1 束かなあとと思うんだけど、109 票というと何か 1 束にまとめる前の数なのかなあと。1 束 100 票ずつで選管の人が決めているということなんで、それをあえて 100 票の束に 1 票、2 票が紛れ込んで実は 102 票ぐらいありましたというのも想定できないことはないけど、109 票、その 9 票の誤差が生じているというのは、ちょっと何か不自然なような気がしますですね。

そういう意味でいうと、何か束にまとめる前に、その 109 票分をかすめ取ってしまったのかなという感じを今受けています。

以上です。

#### 【上野委員長】

はい、ありがとうございます。委員の皆さん方からは、やはり依然としてどこかで事務処理上のミスがあった可能性ですね。これは、数を数え直すことはなかなか難しいということが分かりましたが、それでも全ての手続きですね、投票や不在者投票を受け付けた段階から最後にカウントするまで、たくさんの手続きが踏まれているわけなので、どこかでミスが起き得る可能性ってあると思うんですよ。ですから、そこをもう一度やっぱりきちっと検証していくというのがまずやるべきであって、そこが完璧であれば、あとは、やっぱり事故か事件が起きたというふうに考えざるを得ないんですが。

そういう意味では、あらゆる可能性を潰す意味でも、前回、今回もこうやってあらゆる場面について議論をしていますが、もう一度ですね、全てのプロセスで確認されている、もう 1 時間おきに確認されているはっきりしてることもありますし、そうでなくてそうじゃないかなあとということもあるようなので、そこをちょっと次回ぐらいも含めてですね、はっきりさせたいなと思います。

それから、私たちが解明に向けて何ができるかっていうことは、そういう手続的なもの

を一つずつ潰してみることで、ミスが起き得る可能性がないか確認をする。それから、関係者への聞き取りっていうのは、職員さん、業者さん、立会人さんやっていただきました。あとフロアにいたのは、たくさんの方のマスコミの方がいらっしゃいました。これ追いやがないですね。

ただ、現実的にこれは一つの、今後の選挙事務上こういう事故が起きないようにするためには、選挙の開票作業をやっているエリアをやっぱり分ける。入っていいところと入っていけないところを明確にするとか、出入口だって自由に出入りできたということだったわけですが、全体を見ている人もあまりいなかったようで。あるいは、さっき映像を見てちょっと思ったんですが、開票作業が始まったとき立会人さんたちは遠くのところにお座りだったんですよ。そういう意味では全体を管理、見ていくようなフロアのレイアウトにもなってなかったとかですね。

いろいろ気づきもありましたが、関係者の聞き取りに関してはマスコミ以外は全部ほぼ確認をしたと。それから票の点検は難しいということが分かったということですよ。映像記録についても、あるものについては確認をし、映像上見る限りにおいてはですね、不審な動きとかいうのは見られなかったということで、以上のようなことは、今思いつく、やれるようなことをやってきたんだと思うんです。

で、投票から開票作業までのプロセスで、やっぱりちょっと怪しいなと思うのは、どこかで計数ミスが起きている可能性っていうことを、やっぱり、まだ何か私は起こり得るんじゃないかなと思ってまして、もうちょっとここを考えてみたいと。それから、持ち帰りについては、ほとんどなかったというようなお話がたくさん出ていますので、これについては可能性は低いんじゃないかなと。それから期日前不在者投票は、厳重に管理されていたとか数字が合ったということですが、それでもほんとうに間違いがなかったのか、これはもう外していいのかですね。何かここも「ない」ということではありましたが、ちょっと気になっておりました。

それから、投票所から開票所までタクシーで輸送中に抜き取りはなかったか。これは、同乗されて行かれていますので、日本ではほとんど起こり得ないだろうと思いますので、これは除いていいかなあと感じています。で、ちょうど中央区の箱を開けたところが映像にきれいに映ってましたのでね、あの衆人環視の状況で109票を抜き去るとか、持ち去った人はいなかったように思いますので、あそこの部分も多分オーケーだろうと。で、機械のログからは確認できなかったということですよ。

そうになっていくと、やっぱりこの第一点検から計数のところ、この辺りのところで間違いが起きるんなら、間違いが起き得る一つの場所。それから、もう一つは有効票の確認のために別ルートを動き出した票自身が、きちっと最後のところに戻ったかがですね。戻ったろうということなんですが、多分第一点検のところと同じような疑いがかけられてもしようがない状況ですよ。

それと、4万票ぐらいの票数なので、100票単位でいくと400束ぐらいですかね。この計数機は、全く間違えないですか。時には101枚とか……。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

はい。計数機につきましてはですね、当然業者のほうでも動作テストをされますし、実際、今回の知事選挙につきましては、3レーンで計6台配置しておりましたけども、開票直前にですね、何回もテストを行いました。ちゃんと100枚で止まりますし、もし100枚未満でありましたならば、例えば96枚だった場合、次、例えば10票を読むとしたら、4票で100枚になりますので、そこでぴたっと止まります。それについては、効力審査係に置いていた計数機においても、私がテストを行っておりますので、計数機が例えば100枚を九十何枚に読んだとか、それは非常に考えにくいと私は思っております。

【上野委員長】

じゃあ機械は信用していいわけですよ。いや、私の研究室のスキャナーは、時々ですね、何か2枚一緒に送ったり何やらよくやるものですから、時には誤動作もあるのかなとか思ったんですが。そうなりますと、ほんとうに第一点検、計数、それから効力審査、この部分で何が起きたのかみたいな話に持っていくのか。

もう一つ、さっきから申し上げている計数ミス、現物と送り状の書面上の数字との間がどこかでずれてしまっている。で、現物がどこかで紛失している。で、紛失はもう言い出せないから、そのままにしてある。補充までしなかったけど、そのままにしてあるみたいですね、何か意図的に盗むというだけではなくて、どっかでミスが起きちゃったと。何かそういう可能性も、何か拭えないような気もするんですけども。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

はい。これにつきましてはですね、先ほどちょっと樋口委員からの質問もございましたけども、22時50分頃に、どうもちょっと100票程度票が足りないというのが判明しました。これは第1回の調査検討委員会の中で、当時の事務局長のほうの説明はもうしておりますけども、一応ですね、これはひょっとしたら、やっぱり残余の票も調べなければいけないんじゃないかなろうかということで、実は36投票所の残余の票については、もうバッグの中にしまい込んで、保管場所である旧東保健福祉センターのほうに送致をしておりましたけども、即、従事者にですね、まずそのバッグを持ってこいということで指示しまして、23時30分頃からですね、まず残余の票の数を36箇所全て確認したところ、交付した数から使用した数をひくと残余の数になりますので、それを書類と突合したところ全て一致しました。

今度はですね、24時30分頃になりますが、全ての投票用紙、A候補、B候補、そして無効票含めて再度、投票点検台にあった票をですね、しらみ潰しに計数にかけております。これについてはですね、実は佐世保市の選挙管理委員会事務局の方が、最後まで開票作業を見ておられましたけども、「最後の最後まで投票点検台にあった票まで、徹底的に計数機にかけられたのを私たちは見てますし、もし佐世保市でそういうことがあったら、

そこまで想定に入れながら、やらなければいけないということが分かった」という所感も頂いております。

本当にですね、109票が不足したっていうのが、私たちも不可解でございます。そして、なおかつ選挙が終わって23、24日と投票所の入場整理券と交付した交付の枚数が一致するか。それも36投票所全て行いましたけども、こちらについても全て一致しているということで、もうほんとうにありとあらゆる可能な限り再点検は行ったつもりでしたが、結果として109票が不一致ということで、我々、事務局としても、その管理上で、じゃあそこで本当に徹底されていたかということ、そこはですね、やっぱり最終的には区選管の管理が甘かったとしか言えざるを得ないのかなというのが、当時、区選管の管理職として率直に思うところでございます。

【上野委員長】

はい。この仕事に当たられたですね、職員としての責任感も非常にお感じになっていらっしゃるのとはよく分かりますが、こういう委員会を立ち上げられたということは、魔法で消えたわけじゃないわけで、必ず原因があるわけなんですよね。それはミスなのか、別のことなのか。少なくとも、どちらの可能性が高い、あるいは起こり得るとすればこういう場面で、もしくは、こういう場面のところでなくなっている可能性が高いぐらいのところまでは、何か少し見えてきたような気がします。

ですから、もう一息ですね、やはり手続上、事務上のミスは絶対なかった——紛失の部分は除いてですよ、投票行為から始まって開票所に来てプロセスを進んでいく中で、故意的に抜かれたということじゃなくて、ほんとうにミスがなかったかどうかはですね、相当詰められることを詰めて検証しましたと言わないとしようがないような気がするんです。

小島委員さん、どうぞ。

【小島委員】

今の委員長の意見、全くもっともだと思えますし、基本的にですね、投票が始まると開票が始まったと思えて、僕ら現場の職員によく言ってきました。投票所における投票者数、また投票用紙の交付ミスがですね、開票でそのツケとして数字として現れてくるから。ということになると、投票所での、まず今回ね、投票者数の把握がどうやって行われてきたのか。そして、それは誰が担当して誰が確認したのかとかですね。

それから今回、いろいろ全部チェックしていただいたということで、全て数字が合っているってことなんですけど、それは誰がチェックをして誰が確認をしたのかとかですね、どういう方法なのかっていう。まだ、ちょっと私たちはあまり理解できてないんで、そういうところを一つ一つ詰めていかないと、今委員長がおっしゃったような形にはなかなかかなりにくいんじゃないかなというふうに思いますんで。投票所場面、期日前投票も含めてですね、投票者数の計算ミスっていうことも当然あり得るわけなんで。

私も、誰かがポケットに入れたとかですね、そういうことってないとは100%言えませんが、そこも含めて検討しなきゃいけません、可能性低くなって感じもするんですけど。やっぱり何か109票合わない。それで、端数票ありますよね。例えば500票束があって、その最後の票、最後の票束って何票だったのかってのはわかります？得票計算簿か何かに書いてなかったっけ、あれ。

で、それをほんとは109票少ない500票束。391票かも9票かもしれない。そういう500っていう票箋がくっついていれば、500としてカウントしちゃうわけですから、そうすると、当然合わなくなるわけなんで、そういうところはどうだったのかとか、それはちゃんとそうだったのかとかですね。そこ……。だから、僕なんかは現場出たとき、やっぱり数字合わないときは、とにかく端数票のところをちょっと見たほうがいいよと、端数票。そこに、端数票であるにもかかわらず500票束の票箋がくっついてる可能性があって、それをバーコードでピッてやれば500票で集計されちゃうんで。そうすると数字合わなくなりますんで、そこはどうだったのかとかですね。やられたと思いますけど。

そういう部分だとか、ちょっとチェック、一つ一つ段階を追って積み上げていかないと。一つ何かもぎ取って、それだけがどうとかってことじゃなくて、一つ一つ最初から積み上げていかないと開票までにはいかないと私は思うんですね。開票の数字までに。その辺を、もう一回ちょっと何かチェックというか、確認したほうがいいのかなって、ちょっと感じがしますね。

だから、どういう何をチェックしたのかってちょっと資料、もしあればね、この前、出していたいたと思いますけども、ちょっと分かりやすいやつがあれば非常にいいのかなと、ちょっと感じがしますけども。

特に期日前投票もあるし、不在者投票もあるし。不在者投票は指定施設等に送ってですね、選挙人名簿に交付済みの表示がしてあって投票しない場合もありますよね。交付済みの票があったときに、それが投票数としてカウントされてないのかどうかとかですね。戻ってきていませんから、戻ってきてない。そういう部分だとか、いろいろなちょっと可能性っていうか、チェックしてみるのも。

せっかくやるのにね。次の、ねえ、次の選挙の一つのあれにもなるんで、何かその辺も含めて確認したほうがいいかなって感じがします。そうしないと、いつまでたっても想像の話ばかりになっちゃうんで。何ていうか、実証的に積み上げた結論が委員会として出しにくくなっちゃうというふうに思います。

#### 【上野委員長】

はい、ありがとうございます。整理していただいたように思います。

もう一度私からもお願いですが、全ての時期、時系列で取られたプロセスで、要所要所で数字はカウントされているんですが、多分そのプロセスの間に、送っていく間の、仮の送り状みたいなものを書いてある数字だとか、何かそういうものも含めてですね、もう一度正しく数字がいつまでたっても



基本的には、もうお金の計算も一緒なんですけど、やっぱりこの間違い探しっていうのは、合っているという頭があるんですけどね、なかなか見つからないんですよ。おっしゃられたように、その端数のところ、この辺りがもう取っかかりなので、どこかで109とかあるいは逆に91だとか、何か絡んでくる数字がですね、どっかの何か記録の中に残っているなら結構説明は早いんですけどね。そうじゃないなら、もう束を信じてそれを計数機にかけてあるみたいな話になると、その束が信じられないという話になってしまうと、もう雲をつかむような話ですよ。

ですから、もう一回、あらゆる観点からの議論をする時間があるかと思います。そういう意味では、さらに委員の皆さん方から今日おっしゃっていただいた件も含めて、ちょっと事務局のほうで、時系列のプロセスの中で間違いがなかったかの確認と、もし怪しいといえますかね、確証が得られない部分があるのならどこなのかも含めて、ちょっと詳細に書き出していただけませんか。何か少し、フローみたいなもので見えるとありがたいかなと思います。

はい、どうぞ。

**【樋口委員】**

小島先生のほうから、500票束となっている中に実は391票しか入っていないのがあって、それをもう一くりに500票としちゃった結果、今回のようなことになってんじゃないかという御心配いただいたんですが、選挙管理委員会のほうの先ほどの説明だと、その500票束も全部、全て機械に、計数機にかけて500票あるかどうかを何回かやったんですよ。人の手ではやったんですか。機械だけに任せて？

**【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】**

機械です。

**【樋口委員】**

ああ、そうですか。

**【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】**

機械でやっております。

**【上野委員長】**

それは全ての票を数え直した？

**【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】**

はい、全ての票を。

【上野委員長】

100票ずつのをもう一遍ばらして数え直したということですね。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

はい、そういうことです。

【上野委員長】

じゃあ、最後に残った数は間違いがない？

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

間違いありません。100票未満の端数の数字もちゃんと確認はしております。

【上野委員長】

そうなると、やっぱりその前になくなっているとしか言いようがないということなんですね。

【小島委員】

確認されたってということになると、やっぱり計数というか投票者数の把握ミスという部分だとか、そういうことになり得る可能性ありますよね。現物としてきちっと合っていたってということになるとね。だから、基となっている投票者総数そのものが、ちょっとどうだったのかっていう議論になる可能性ありますよね。で、あとは誰かが持っていったとか持っていかないはともかくとして、そういう部分どうだったのか。

だから期日前投票所も、期日前投票ってもうとにかく毎日16日間ね、やっていますからね。そういう意味で3箇所ですよね。そうすると毎日が当日投票と同じような形態でやっていますんで。そうすると、やっぱりミスというか、そういう数字の把握がちょっと怠るリスクっていうのは、ないとは言いきれない。当日投票も含めてですけども。だから、その辺どうなのかなっていう感じしますね。アンケートでも指摘ありましたよね。数字の把握ミスじゃないかっていうね。そんなことありましたけど。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

はい。今、小島委員からもありましたように、期日前投票についても、毎日毎日その投票録を作成しますので、そこまではちょっと今回は、確認しておりませんので、その辺も含めてですね、もう1回いろいろと点検はやりたいと思っております。

【上野委員長】

はい。じゃあ、ほぼ時間なんですけど、次回までに、これをちょっと調べてほしいとか、こんな資料欲しいとかいうのがございましたら今おっしゃっていただけますと準備して

いただけるかと思います。

【小島委員】

基礎的な資料ということになりますけど、候補者別の得票数と、それから無効事由別の票数。そういう一覧表を作っていると思う、無効投票計算表とか作っていると思うので、そういうのがありますし。それから、あとは実際 500 票束を立会人に回す前に得票計算簿っていうか、そこにチェックをかけて、それで戻ってきたらもう一回チェックして、それで 500 票確定したって形になるわけじゃないですか、普通数字的には。そういう何かこう、得票計算簿ってどんな様式なのかとかですね。

それから、投票所で投票者数を把握する際は何かペーパーみたいな様式作っていたら、そういうものを。それと投票事務の手引にどういうふうに書いてあるのかとかですね、その辺ちょっと知りたいなって、ちょっと思います。

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

はい、了解しました。

【上野委員長】

ほかに、大丈夫ですか。

はい。それじゃ、もう本日の時間も参りましたので、本日の整理及び改善策の検討についてはこれで終わりたいと思いますが、何かその他で事務局のほうからお知らせございますか。

4 その他

【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】

次回、第3回につきましては4月28日、午後2時からを予定しております。ただ、今コロナ関係で緊急事態宣言が出ている自治体もあります。そういう中で、特に小島委員におかれましては、遠路、この検討委員会に御出席をいただいておりますけども、先生の感染リスクが、飛行機等々利用される中でちょっと懸念材料ではありますが、そこについては委員はどうお考えでしょうか。

【小島委員】

御心配いただいてほんとうにありがたいと思います。第1回のときもそうでしたし、第2回——今日もそうですけど、羽田空港もうほとんど人いません、閑散として。電気消えちゃっていますから、いないところは。それで飛行機もですね、ほとんど半分埋まっているか、埋まってないかで、私の列、窓側取ってもらったんですけど、3人席誰も来ませんし。そういう意味でいうと、電車も空いていますし。何とかここまで来ましたんで、皆

さんに、逆にうつすようなことがないように気をつけながらですね、できるだけ。もし何かあれば私のほうから連絡いたしますけども、今のところは予定どおりっていうことでしておいていただいて結構だと思います、はい。

ありがとうございます。ほんとうにね。全国的に警戒宣言出ればいいんですけども、東京だけというか。まあ、他も出てますけども。そんな感じでほんとうにね、人は少ない状態ですので。熊本着いてもやっぱり人が少ないですよ、空港も人が少ないです。そういう意味で言えば、今のところは私自身、胸が痛いとか、くしゃみが出るとかっていうのは全然ありませんし、鼻も出ませんので大丈夫だと思います、今のところは。ありがとうございます。

**【上野委員長】**

いずれにしても今、非常に何が起きる状況か分かりませんので、最悪の場合はテレビ会議などもですね、また活用しながら。多分このコロナ感染症、そう数箇月で終わるという話じゃなく、こちらも 8 回まであるんで、きっとそういう最新技術も使った会議もですね、必要なときは工夫していただいて進めていただければと思います。

**【岡村熊本市選挙管理委員会事務局長】**

はい。では当初の予定どおり 4 月 28 日、午後 2 時からということで。場所については正式に決定しておりませんので、また追って各委員さんにはお知らせしたいと思います。

本日は、長時間にわたって、いろんな御指摘、あるいは御提言をいただき、ほんとうにありがとうございました。今日頂いた宿題についてはですね、可能な限り、次の委員会に向けて準備を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これをもちまして、第 2 回検討委員会は、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。